

# 令和5年11月 校長会資料

1	令和6年度給食実施予定について	1
2	令和5年度全国学力・学習状況調査の結果概況	3
3	子どもたちの家庭学習の習慣化を	10
4	令和5年度 高学年教科担任制の検証について	13
5	令和6年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について	20
6	令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等について	28
7	いじめや暴力行為等, 問題行動への迅速な対応について	29
8	3月末段階の引継ぎ支援会議に向けて	31
9	2023(令和5)年度 人権教育取組状況について	32
10	教職員の交通事故防止について	34
11	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について	36

鈴鹿市教育委員会

# 令和6年度給食実施予定表(幼稚園・小学校)

合計 185回

4 13回							5 21回							6 20回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
	1	2	3	4	5	6				1	2	③	④							1	
7	8	9	10	11	12	13	⑤	⑥	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	
28	②⑨	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	
														30							
7 12回							8 0回							9 17回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
		1	2	3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	
14	①⑤	16	17	18	19	20	⑪	⑫	13	14	15	16	17	15	⑬	17	18	19	20	21	
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	⑮	⑯	24	25	26	27	28	
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30						
10 22回							11 20回							12 14回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5					1	2	1	2	3	4	5	6	7	
6	7	8	9	10	11	12	③	④	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	
13	①④	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	⑮	22	23	24	25	26	27	28	
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					
1 15回							2 18回							3 13回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			①	2	3	4							1							1	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8	
12	①⑬	14	15	16	17	18	9	10	⑪	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	⑮	21	22	
26	27	28	29	30	31		⑮	⑯	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29	
														30	31						

□内が、給食実施日となります。

1年生は、11日から給食を開始。  
 幼稚園は、5歳児11日、4歳児12日、3歳児22日から給食を開始。  
 3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)

□ パン予定日 □ キッズウィーク休み  
 □ 休業日(夏季, 冬季, 学年始・末)  
 ○ 祝日及び振替休日

# 令和6年度給食実施予定表(中学校)

合計 183回

4 13回							5 21回							6 20回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6				1	2	3	4							1
7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8
14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15
21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22
28	29	30					26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29
														30						
7 10回							8 0回							9 18回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	29	30					
10 22回							11 20回							12 12回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	5					1	2	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	29	30	31				
1 16回							2 18回							3 13回						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4							1							1
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	2	3	4	5	6	7	8
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	9	10	11	12	13	14	15
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	16	17	18	19	20	21	22
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28		23	24	25	26	27	28	29
														30	31					

内が、給食実施日となります。

3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)  
 年間の上限喫食回数は176回を想定

パン予定日
  キッズウィーク休み  
 休業日(夏季, 冬季, 学年始・末)  
 祝日及び振替休日

## 学校での授業改善、子どもたちの学習習慣等の 確立を図り、学力向上につなげましょう！

全国学力・学習状況調査は、教科に関する調査と児童生徒に対する質問紙調査等を総合的に活用することで、授業改善や子どもたちの学習状況の改善に役立てることを目的として実施されています。

令和5年度全国学力・学習状況調査の結果をふまえ、課題がみられた学習内容の系統性を全教職員で意識し、各学年における授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげるとともに、子どもたちの学習習慣等の確立を図っていきましょう。

### 教科に関する調査について

#### <各教科の平均正答率>

	国語	算数・数学	英語 「聞くこと」「読むこと」「書くこと」
小学校	66.9 (-0.3)	61.8 (-0.7)	—
中学校	68.7 (-1.1)	51.3 (+0.3)	45.0 (-0.6)

※ ( ) の数値は、全国平均との差を示します。

調査問題は、学習指導要領の理念、目標・内容等に基づくものであり、小学校第5学年、中学校第2学年までに十分に身につけ、活用できるようにしておくべきと考えられるものが出題されています。

#### 各学校において

#### 「できなかったところ」を「できる」ようにするために

調査結果をもとに、児童生徒一人ひとりの学習内容の定着状況を把握し、次のステップを進めましょう。

##### ステップ1

調査結果から、「できているところ」「できなかったところ」を把握・分析し、何年生のどの内容でつまづいているのかを学校全体で共有しましょう。

##### ステップ2

明らかになった児童生徒の課題を克服するために、組織的・計画的に取り組みましょう。

- ・課題を克服するための各学年における授業改善
- ・課題に対応した問題やワークシートを補充学習、家庭学習等に活用  
\*課題に対応した問題やワークシートは、みえの学力向上県民運動HP「先生のページ」に掲載しています。また、児童生徒の端末でもC B Tシステムの「ワークシート」に提供しています。
- ・個に応じたきめ細かな指導

##### ステップ3

取組により、児童生徒がどれだけ「できる」ようになったか、学習内容の定着状況を確認し、引き続き、授業改善や個に応じたきめ細かな指導につなげましょう。

次のページからは、各教科の課題があった問題について、授業改善のポイントを掲載しているよ。  
普段の授業で意識して取り組んでみよう！



三重県教育委員会  
マスコットキャラクター  
「みえびい」

# 小学校 国語

図表やグラフなどを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することが求められています。

正答率 26.0%(全国差-0.7)

## 小学校国語 1 二

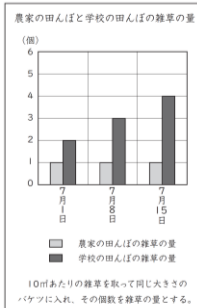
### 【川村さんの文章】

学校の田んぼで取り組んだ米作りの問題点とその解決方法

今年の米作りでは、たくさんのお米をしゅうかくすることができました。しゅうかくまでに、いくつかの問題がありました。その中でも特に伝えたい問題点とその解決方法について説明します。

5月下旬に学校の田んぼになえを植えました。6月の終わりまで、週に1回、グループの3人で雑草取りを続けたのですが、アいがいに雑草が生えてきて、とてもこまりました。そこで、雑草の量について、農家の田んぼとイくらべてみました。ウきかんは7月1日から15日までです。

右のグラフは、その結果をもとにして作ったものです。



このようなことに取り組み、9月の下旬にお米をしゅうかくすることができました。

- (条件)
- 学校の米作りの問題点については、「川村さんの文章」のグラフ（農家の田んぼと学校の田んぼの雑草の量）と「カード④」のそれぞれから分かることを書くこと。
  - 問題点の解決方法については「カード⑤」をもとにして書くこと。
  - 六十字以上、百字以内にとめて書くこと。

### 二

川村さんは、選んだカードをもとに、次の「川村さんの文章」の問題点とその解決方法について書くようにしています。あなたが川村さんなら、どのように書き表しますか。あとの条件に合わせで書きましょう。

### 【カード①】

6月24日  
・思ったより学校の田んぼに雑草が生えてきた。  
・このまま雑草が増えたら米のしゅうかくにえいきょうするのではないかと心配だ。

### 【カード②】

6月30日  
・雑草取りをしているが、農家の田んぼには見られないほど、雑草の量が増えてきた。どれくらい増えているのか雑草の量を調べる。  
・調査方法 週に1回、農家の田んぼと学校の田んぼの雑草を取って、量をくらべる。  
・調査きかん 7月1日～15日

### 【カード③】

7月19日  
・学校の田んぼでは、雑草の量に対して雑草取りが追いついていないと考えられる。  
・雑草の量と米のしゅうかくの関係について農家の石山さんに話を聞きに行く。

### 【カード④】

7月20日  
[農家の石山さんのお話]  
・雑草に栄養をとられると、米のしゅうかくが減る。  
・雑草が多いと、いねが病気になることがある。  
・農家は、さまざまな方法で雑草が生えないようにしている。

### 【カード⑤】

7月21日  
[学校でできる解決方法]  
・雑草取りの回数を増やす。  
・雑草取りの人数を増やす。

### 1

川村さんは、学校の田んぼで取り組んだ米作りについて文章を書くこととしています。次は、「川村さんの考え」と川村さんが選んだ「カード①」から「カード⑤」です。これらをよく読んで、あとの問いに答えましょう。

### 【川村さんの考え】

雑草が増える問題が起きたけれど解決してよかったな。米作りのときに記録していたカードの中から選んだカードをもとに、米作りに興味のある人に向けて、問題点とその解決方法を書こう。



川村さん

## ◆指導のポイント

図表やグラフが掲載されている教材文を扱う学習において、図表やグラフを用いた筆者の目的やその効果を捉えながら、自分の表現に生かすことができるよう指導することが大切です。

指導に当たっては、実際に報告したり説明したりする文章を書く学習において、より分かりやすくするために、どのような図表やグラフを用いるのがよいかなど、児童が考える場面を設定することが考えられます。また、児童の学習の状況に応じて、教師が、図表やグラフなどを用いたモデルとなる文章を提示することも効果的です。複数の文章を比べることで、図表やグラフなどを用いると、自分にとって考えを深めやすく、相手にとってもよく理解できるものになることを児童が実感できる場面を設定することも考えられます。

ただし、国語科の学習であることに鑑み、図表やグラフの読み取りが学習の中心となったり、図表やグラフを自分で作成する活動に過度に偏ったりしないよう留意する必要があります。

(出典) 令和5年度 全国学力・学習状況調査 報告書 【小学校】 国語  
(国立教育政策研究所 HP)  
[https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/primary\\_lang.html](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/primary_lang.html)

報告書には、「授業アイディア例」も掲載されています。



# 小学校算数

図形を構成する要素などに着目し、基本的な図形の面積の求め方から面積の大小を判断して、その判断の理由を表現することが求められています。

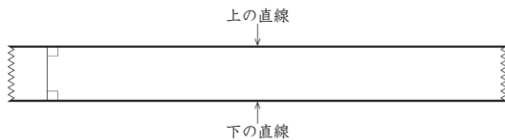
正答率

15.5%(全国差-5.3)

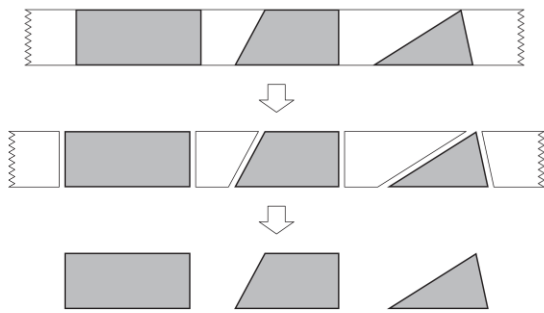
## 小学校算数 2 (4)

2

えいたさんたちは、テープを持っています。テープの上の直線と下の直線は平行で、テープのはばはどれも等しくなっています。

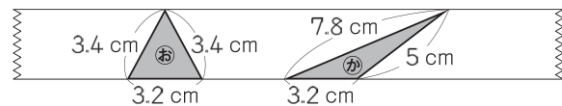


えいたさんたちは、下のようにテープを直線で切って、いろいろな図形をつくりました。



切り方によって、いろいろな図形ができますね。

(4) えいたさんたちは、テープを直線で切って、下のような㊸と㊹の2つの三角形をつくりました。



上の㊸と㊹の三角形の面積について、どのようなことがわかりますか。下の 1 から 4 までの中から 1 つ選んで、その番号を書きましょう。また、その番号を選んだわけを、言葉や数を使って書きましょう。

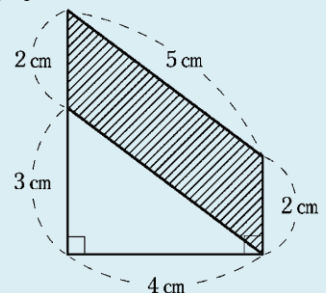
- 1 ㊸の面積のほうが大きい。
- 2 ㊹の面積のほうが大きい。
- 3 ㊸と㊹の面積は等しい。
- 4 ㊸と㊹の面積は、このままでは比べることができない。

### ◆指導のポイント

いつでも同じ要素などに着目し、面積を求めることができるかどうかを確かめることによって、公式として導いていくようにすることが大切です。

また、求積のためにどの部分の長さを測る必要があるかを考えることで、公式の理解を深め、活用できるようにすることも大切です。例えば、右のような、多くの辺の長さが示されている場面において、平行四辺形の面積を求めようとするとき、必要な情報を自ら選び出し面積を求めるなどが考えられます。

さらに、底辺と高さの具体的な長さが分からない場合でも、底辺と高さがそれぞれ等しければ、それらの三角形の面積は等しくなるということを、三角形の面積の公式から判断できるようにすることも大切です。



(出典) 令和5年度 全国学力・学習状況調査 報告書 【小学校】 算数  
(国立教育政策研究所 HP)

[https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukou/report/primary\\_math.htm](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukou/report/primary_math.htm)

報告書には、「授業アイデア例」も掲載されています。



# 中学校 国語

文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えることが求められています。

正答率

49.9%(全国差-0.1)

## 中学校国語 4三

4

石井さんは、国語の時間に、「竹取物語」を読みました。そのあと、学校図書館で、現代語で書かれた「竹取物語」を見付け、読み比べてみました。次は、「授業で読んだ「竹取物語」の一部」の〈原文〉とその〈現代語訳〉、「学校図書館で見付けた「竹取物語」の一部」です。これらを読んで、あとの問いに答えなさい。

〔授業で読んだ「竹取物語」の一部〕

〈原文〉

今は昔、竹取の翁といふものありけり。野山にまじりて竹を取りつ、よろづのことに使ひけり。名をば、さぬきの造となむいひける。その竹の中に、もと光る竹なむ一筋ありける。あやしがりて、寄りて見るに、筒の中光りたり。それを見れば、三寸ばかりなる人、いとつくしうてあり。

〈現代語訳〉

今ではもう昔のことだが、竹取の翁という者がいた。野や山に分け入って竹を取っては、いろいろなことに使っていた。名前を、さぬきのみやつこといつた。その竹の中に、根もとの光る竹が一本あった。不思議に思つて、近寄つて見ると、筒の中が光っている。それを見ると、三寸ほどの人が、とてもかわいらしい様子で座っている。

〔学校図書館で見付けた「竹取物語」の一部〕

むかし、竹取りじいさんと呼ばれる人がいた。名はミヤツコ。時には、讃岐の道麻呂と、もつともらしく名乗つたりする。野や山に出かけて、竹を取つて、さまざまな品を作る。

笠、竿、矢、籠、筆、筒、箸。

筒は料理用。そのほか、すだれ、ふるい、かんざし、どれも竹カラムリの字だ。自分でも作り、職人たちに売ることもある。竹については、くわしいのだ。ある日、竹の林のなかで、一本の光るのをみつけた。ふしぎなことだと、そばへ寄つてよく見ると、竹の筒のなかに明るいものがあるらしい。

その部分を、ていねいに割つてみる。手なれた仕事だ。なかには、手のひらに乗るような小さな女の子が、すわっていた。まことに、かわいらしい。

〔星新一「竹取物語」による〕

三 「学校図書館で見付けた「竹取物語」の一部」は、古典の作品である「竹取物語」に、作家の星新一が工夫を加えて現代語で書いたものである。どこがどのように工夫されていると考えられますか。「授業で読んだ「竹取物語」の一部」や「学校図書館で見付けた「竹取物語」の一部」の表現を取り上げて、あなたの考えを書きなさい。

なお、読み返して文章を直したいときは、二本線で消したり行間に書き加えたりしてもかまいません。

### ◆指導のポイント

文章の構成や展開、表現の効果について、根拠を明確にして考えることができるようにすることが大切です。指導に当たっては、同じテーマで書かれた複数の文章を比較しながら読み、それぞれの文章の構成や展開、表現の特徴を分析的に捉える場面を設定することが考えられます。それぞれの文章の工夫や効果について、根拠となる段落や部分を挙げて自分の考えを持つよう指導する必要があります。

古典の楽しみ方を見いだすことができるようにすることも大切です。指導に当たっては、生徒が楽しめるような現代語訳を取り上げ、文章の構成や展開、表現の効果などに着目して工夫されているところを考える学習活動などが考えられます。また、学校図書館などを利用し、教科書に掲載されている古典作品について多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料をまとめたりさせることも考えられます。

(出典) 令和5年度 全国学力・学習状況調査 報告書 【中学校】 国語  
(国立教育政策研究所 HP)

[https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/middle\\_lang.html](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/report/middle_lang.html)

報告書には、「授業アイデア例」も掲載されています。



## 中学校 数学

関数を用いて事象を捉え考察する場面において必要となる、「事象の特徴を的確に捉えること」「反比例の意味を理解していること」が求められています。

**正答率** 43.1%(全国差+0.3)

### 中学校数学 4

**4**  $y$  は  $x$  に反比例し、比例定数は3です。このとき、 $x$  の値とそれに対応する  $y$  の値について、下のアからエまでの中から正しいものを1つ選びなさい。ただし、 $x$  の値が0の場合は考えないものとします。

- ア  $x$  の値と  $y$  の値の和は一定で、比例定数3に等しい。
- イ  $y$  の値から  $x$  の値をひいた差は一定で、比例定数3に等しい。
- ウ  $x$  の値と  $y$  の値の積は一定で、比例定数3に等しい。
- エ  $y$  の値を  $x$  の値でわった商は一定で、比例定数3に等しい。

#### ◆指導のポイント

反比例の意味を理解できるようにするために、反比例の特徴を表や式などに関連付けて捉えることができるようにすることが大切です。指導に当たっては、反比例の特徴を調べるために、「 $y$  は  $x$  に反比例し、比例定数は3である」から、式が  $y = \frac{3}{x}$  となることを確認した上で、 $x$  に幾つかの値を代入して  $y$  の値を求めたものを表にまとめ、対応する  $x$  の値と  $y$  の値の積が3となることから  $xy=3$  という関係があることを確認することが考えられます。そして、「 $x$  の値と  $y$  の値の積は一定で、比例定数に等しい」という反比例の特徴を表や式  $y = \frac{a}{x}$ 、比例定数  $a$  などと関連付けて捉えるようにします。

伴って変わる二つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、目的に応じて表、式、グラフを用いて、二つの数量の変化や対応の特徴を考察し、どのような関数関係にあるかを判断できるように指導することが大切です。

(出典) 令和5年度 全国学力・学習状況調査 報告書 【中学校】 数学  
(国立教育政策研究所 HP)  
[https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukou/report/middle\\_math.html](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukou/report/middle_math.html)

報告書には、「授業アイデア例」も掲載されています。





# 中学校 英語

社会的な話題に関して読んだことについて、考えとその理由を書くことが求められています。

正答率

18.6%(全国差-0.9)

## 中学校英語 8 (2)

8 英語の授業で、ブラウン先生が作成した文章が学習者用端末に送信されました。これを読んで、以下の問いに答えなさい。

(2) ブラウン先生の質問に対するあなたの考えと理由を英語で簡潔に書きなさい。

Today we see many kinds of robots around us. They are helpful. When I went shopping, I saw a robot and it was working as a guide. I could talk to the robot in English or other languages. At some restaurants, robots bring our meals. They can carry many plates at one time. Thanks to them, the restaurant doesn't need a lot of staff members. We have robot pets, too. We can have them even if we are busy with work or we live in small apartments. People will have fun if they live with robot pets. As I explained, robots can change many people's lives for the better. Do you agree with me? Why or why not?



※ 下の枠は、下書きに使ってもかまいません。解答は必ず解答用紙に書きなさい。


### ◆指導のポイント

読んだことを基に自分の考えとその理由を書くことができるようにすることが大切です。指導に当たっては、「教科書に取り上げられている話題に関する自分の意見や感想などを、スピーチの形式や、新聞やホームページなどへの投稿文の形式で書く」といった言語活動に取り組むことが考えられます。

言語活動を行うに当たっては、読む目的に応じて要点を捉えた上で、内容に対する感想や賛否、自分の考えなどを話したり書いたりして表現するなど、領域を統合した言語活動を行うことが大切です。また、書いた英文を推敲する際には、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて適切な内容になっているか、正確に書くことができているかを指導する必要があります。内容や表現を改善していく上で、書いた英文に対して教師がフィードバックを与えたり、他の生徒からコメントをもらったりすることも大切です。

(出典) 令和5年度 全国学力・学習状況調査 報告書 【中学校】 英語  
(国立教育政策研究所 HP)

[https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukou/report/middle\\_eng.html](https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukou/report/middle_eng.html)

報告書には、「授業アイデア例」も掲載されています。



# S-P表を活用して、授業改善や個に応じた指導を！

国から提供された調査結果等の中には、S-P表が含まれています。

S-P表を活用することにより、平均正答率だけでは把握できない、学校や学級全体の強み・弱みや、個々の児童生徒が理解していない可能性が高い設問を見つけ出すことができます。

**学校や学級全体の強み・弱み**

**赤実線と赤点線に着目！**

領域	C	A	A	B	AD	D	D	5(1)	4(2)	2(2)	2(3)	3(4)	3(3)	3(2)	2(1)	合計	
概要																正答数	正答率
								66.6	66.5	62.8	60.9					15	93.8
								70.5	57.1	81.0	71.0					15	93.8
								19	12	17	1					15	93.8
5 1 7																13	81.3
5 1 1																12	75.0
5 1 6																12	75.0
5 1 12																11	68.8
5 1 4																10	62.5
5 1 20																9	56.3
5 1 3																9	56.3
5 1 16																8	50.0
5 1 5																8	50.0
5 1 9																7	43.8
5 1 15																7	43.8
5 1 18																6	37.5
5 1 13																6	37.5
5 1 11																4	25.0
																4	25.0

**弱み：でっばっている設問**  
P曲線（赤実線）が全国平均（赤点線）より上にある設問に着目  
→学校・学級の正答人数の割合が、全国平均よりも低かった設問

**強み：へこんでいる設問**  
P曲線（赤実線）が全国平均（赤点線）より下にある設問に着目  
→学校・学級の正答人数の割合が、全国平均よりも高かった設問

**個々の児童生徒が理解していない可能性が高い設問**

**青線と色付きセルに着目！**

学年	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	合計	
																				正答数	正答率
5																				15	93.8
5																				15	93.8
5																				15	93.8
5 1 14																				13	81.3
5 1 8																				12	75.0
5 1 2																				12	75.0
5 1 7																				11	68.8
5 1 1																				10	62.5
5 1 6																				9	56.3
5 1 12																				9	56.3
5 1 4																				8	50.0
5 1 20																				8	50.0
5 1 3																				7	43.8
5 1 16																				7	43.8
5 1 5																				6	37.5
5 1 9																				6	37.5
5 1 15																				4	25.0
5 1 18																				4	25.0
5 1 13																				4	25.0
5 1 11																				4	25.0

**S曲線（青線）より左側の誤答（黄色セル）に着目**  
→当該児童生徒にとって比較的解答が容易だったと考えられ、不注意による誤答や比較的克服が容易なもの想定される設問

**S曲線（青線）より右側の誤答（橙色セル）に着目**  
→当該児童生徒にとって難解だったと考えられる設問であり、個々の児童生徒に対し、見直し・復習などの指導を行うことが有効と考えられる設問

全国学力・学習状況調査の結果をできた、できなかったに終わらせず、S-P表から見えてくる指導のヒントを活かして、授業改善や個に応じた指導に取り組みましょう。

学校/学級別解答状況整理表 (S-P表)の見方と活用方法

三重県教育委員会事務局  
学力向上推進プロジェクトチーム

みえの学力向上県民運動HPの「先生のページ」に「S-P表の見方と活用方法」の動画を掲載しています！  
校内研修等でご活用ください。

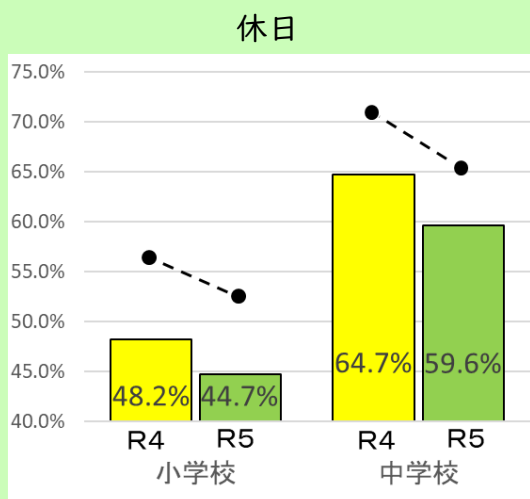
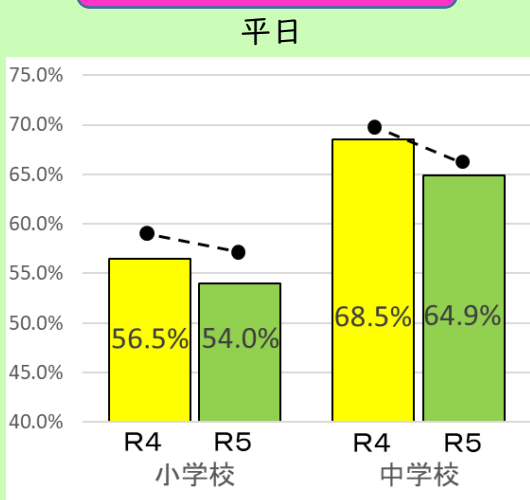
みえの学力向上県民運動HP  
<http://www.mie-c.ed.jp/kenminu/ndou/>

# 児童生徒質問紙調査について

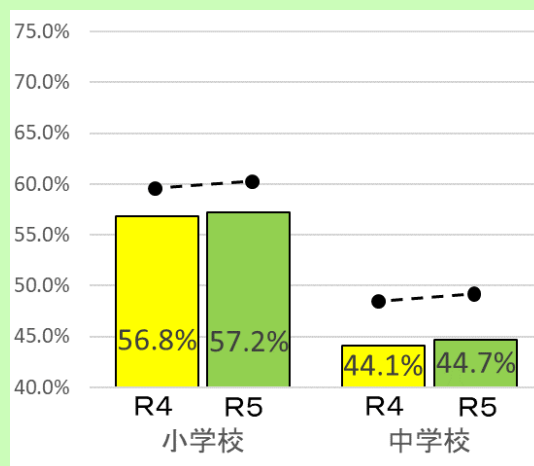
## 学習習慣・読書習慣に関する状況

平日・休日の学習時間（1時間以上）はともに減少傾向にあり、全国平均を下回る状況が続いています。また、読書時間（平日10分以上）は昨年度よりも増加したものの、依然として全国平均を下回っています。

### 学習時間（1時間以上）



### 授業時間以外の読書（平日10分以上）



※ - ● - は全国平均の推移を示します。

国による児童生徒質問紙と学力のクロス分析では、小中学校ともに、「休日に1日当たり勉強する時間が長い児童生徒ほど、教科の平均正答率が高い傾向が見られる」と報告されています。小学校では平日も同様の傾向があると報告されています。

子どもが主体的、計画的に学習ができるよう、学校・家庭・地域が一体となって、学習習慣等の確立に向けて取り組む必要があります。



### 〈参考〉

令和5年度 全国学力・学習状況調査 報告書・調査結果資料(国立教育政策研究所 HP)  
<https://www.nier.go.jp/23chousakekka/houkoku/>



令和5年度全国学力・学習状況調査の調査問題・正答例・解説資料について(国立教育政策研究所 HP)  
<https://www.nier.go.jp/23chousa/23chousa.htm>



〈編集・発行〉 令和5年10月発行  
 三重県教育委員会事務局  
 学力向上推進プロジェクトチーム  
 TEL:059-224-2931  
 FAX:059-224-3023  
 E-mail:gakupro@pref.mie.lg.jp

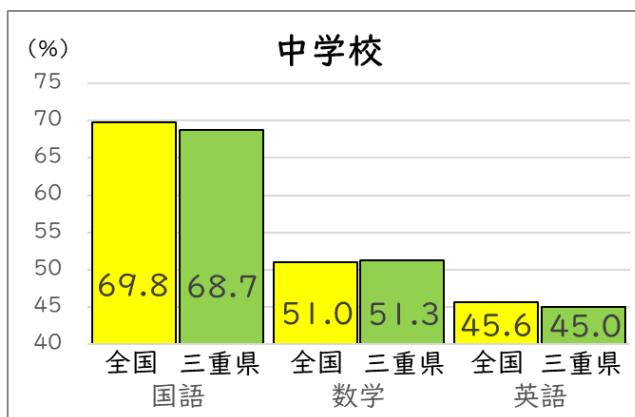
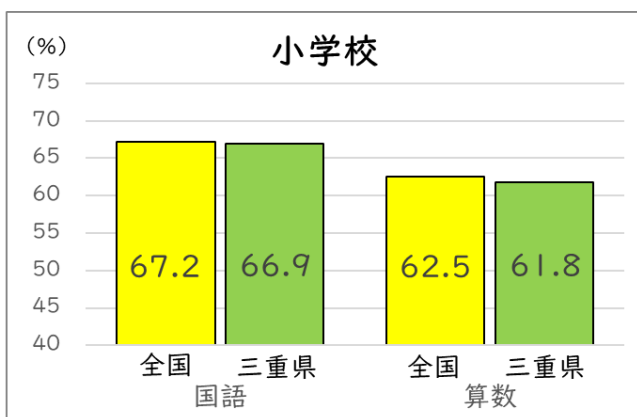
# 子どもたちの家庭学習の習慣化を ～やる気を引き出し、自ら学ぶ習慣を身につけるために～



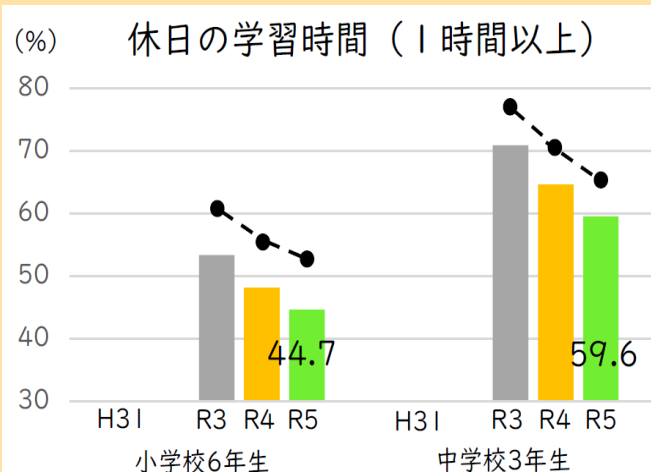
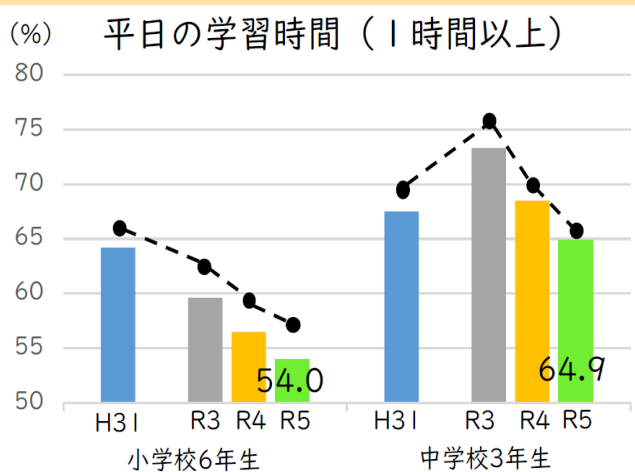
令和5年4月に小学校6年生、中学校3年生を対象に実施されました「全国学力・学習状況調査」の調査結果をお知らせします。

子どもたちのやる気を引き出し、自ら学ぶ習慣を身につけられるよう、学校・地域・家庭が一体となって子どもたちの学力を育てていきましょう。

## 子どもたちの各教科の平均正答率は？



## 子どもたちの学習時間ってどれくらい？



※ -●- は全国平均の推移を示します。

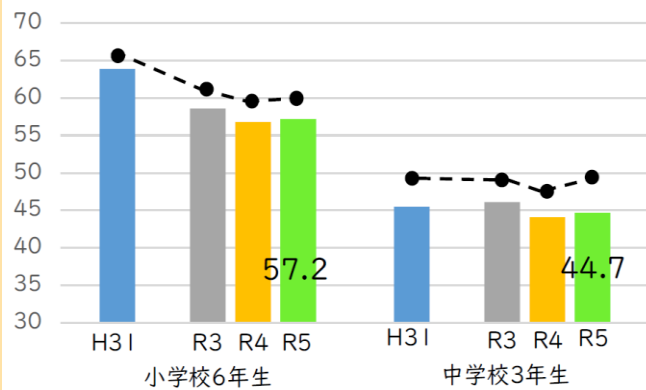
全国と比較すると、平日・休日ともに学習時間が短い状況です。



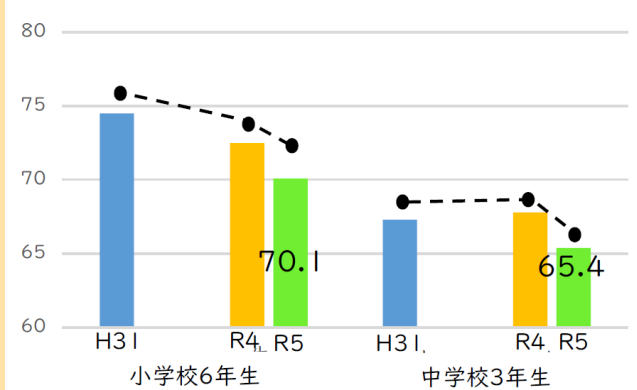
令和3年度以降、減少傾向です。

## 子どもたちの読書時間は？

(%) 授業時間以外の読書時間（平日10分以上）



(%) 読書が好き（肯定的な回答）



平日10分以上読書をしている子どもの割合は昨年度よりも増加しているものの、全国平均を下回っています。



読書が好きという子どもの割合は減少傾向にあり、全国平均を下回っています。



※ -●- は全国平均の推移を示します。

## 学習習慣等を身につけるために

### 子どもをほめる機会を！

- ・子どものやろうとする意欲や取り組んでいる過程のがんばりを認め、励まし、ほめていきましょう。
- ・「なぜかな?」「どうしてそうなるのかな?」などの声かけが、疑問に思ったことを調べる習慣につながります。

### 一緒にルールづくりを！

- ・家庭での学習時間を確保しましょう。学習時間にはテレビを消すなどの環境づくりも大切です。
- ・子どもたちが、ゲームやスマホ、インターネットを適切に使用できるよう、お子さんと話し合い、使用時間などの家庭でのルールづくりに取り組んでいきましょう。

### 早ね早おき朝ごはん

- ・毎日同じぐらいの時刻に起床・就寝するなど、規則的な生活習慣を身に付けることが大切です。
- ・「おはよう」から始まり「いただきます」「行ってきます」と、一日を気持ちよくスタートさせましょう。

### 子どもと本をつなごう！

- ・手の届くところに本を置くなどの工夫をしたり、読書の時間を設け子どもと一緒に本を読んだり、本について話し合ったりするなど、「家読(うちどく)\*」に取り組みましょう。

\*「家庭読書」の略語で「家庭ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をする事で家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書活動です。

家庭学習を習慣化することで、がんばりぬく力や授業への集中力が高まります。また、いろいろな学習分野への興味・関心も高まります。  
子どもたちに関わり、励ましながら、学びと育ちを支えていきましょう。



## 令和5年度 高学年教科担任制の検証について

## はじめに

昨年度から導入された「小学校高学年における教科担任制」について、令和5年7月に実施した「各校のアンケート結果」に基づき検証を行いました。

本資料を積極的に活用いただき、次年度の「小学校高学年における教科担任制」が円滑に実施されますよう、お願いします。

## 1 期待される効果

「小学校高学年における教科担任制」の導入により期待される効果は、以下4点が考えられます。

①学習指導の充実、②生徒指導の充実、③働き方改革の推進、④中学校への円滑な接続

## 2 学校規模別の取組状況について

## (1) 大規模校 T小学校 (5・6年生 各4学級)

## ①高学年の教科担任制導入の概要

T小学校では、5・6年生ともに「社会・理科」の2教科を担当間で交換しています。専科教員による出入り授業を含めると、各担任の週当たりの持ちコマ数は22～24時間（校務分掌による時数軽減を含む。）となっています。

5年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	A	D	専科	専科	専科	A	専科
5年2組	B先生	B	B	B	C	専科	B	専科	B	専科
5年3組	C先生	C	C	B	C	専科	専科	専科	C	専科
5年4組	D先生	D	D	A	D	専科	D	専科	D	専科
6年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	B	A	専科	専科	専科	A	専科
6年2組	B先生	B	B	B	A	専科	B	専科	B	専科
6年3組	C先生	C	C	D	C	専科	C	専科	C	専科
6年4組	D先生	D	D	D	C	専科	専科	専科	D	専科

## ②成果と課題

## &lt;成果&gt;

- より多くの時間を教材研究（授業準備）に費やすことができるようになった。
- 1回目の授業でうまくいかなかったところを2回目以降に生かし、より質の高い授業を展開できるようになった。
- 他学級に在籍する児童の特性を理解することができ、児童理解が進んだ。

## &lt;課題&gt;

- 同じ時間数でも進度が違うため、充当するために他学級の授業時間を変更する等、時間調整に苦慮した。
- 学校行事等で同一曜日の同一時間が振り替わるため、授業数の確保が困難であった。他の授業で補うために、時間割変更を試みたが、調整が難しく、学習進度に支障が生じた。

## (2) 中規模校 I 小学校 (5年生2学級・6年生3学級)

I 小学校は、5年生で「社会・理科」の2教科、6年生で「社会・図工・外国語」の3教科を担任間で交換しています。専科教員による出入り授業を含めると、各担任の週当たりの持ちコマは、20～23時間（校務分掌による時数軽減を含む）となっています。

### ①高学年の教科担任制導入の概要

5年生		国	算	社	理	音	図	家	体	外
年組	担任									
5年1組	A先生	A	A	A	B	専科	専科	専科	A	A
5年1組	B先生	B	B	A	B	専科	専科	専科	B	B
6年生		国	算	社	理	音	図	家	体	外
年組	担任									
6年1組	A先生	A	A	A	専科	専科	B	専科	A	A
6年2組	B先生	B	B	C	専科	専科	B	専科	B	専科
6年3組	C先生	C	C	C	専科	専科	B	専科	専科	A

### ②成果と課題

#### <成果>

- ▶各教員が得意分野を担当した。
- ▶同学年で同じ授業を展開することができた。
- ▶教材研究に要する時間が削減できた。
- ▶担任以外の教員が授業に入ること、児童の情報共有を行うことができ、学年全体で児童を見守ることができた。

#### <課題>

- ▶休日や行事などで特定の授業に増減が起こることがあった。
- ▶容易に授業の入替えを行うことはできない。

## (3) 小規模校 T 小学校 (5・6年生 各1学級)

### ①高学年の教科担任制導入の概要

5年生のA先生は、6年生の「外国語」を担当し、6年生のB先生は、5年生の「家庭」を担当しています。

専科教員による出入り授業を含めると、週当たりの持ちコマは、5年生担任が22時間、6年生担任が20時間（校務分掌による時数軽減を含む）となっています。

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	A	専科	専科	A	B	A	A
6年1組	B先生	B	B	専科	B	専科	B	専科	B	A

## ②成果と課題

### <成果>

- ▶児童を多面的に捉えることができる。
- ▶授業の進め方など相談する機会が必要となり、若手教員を育成する契機となっている。

### <課題>

- ▶単学級の場合は、同一教科の授業を同一学年の複数の学級で持つことはなく、負担軽減にはならない。
- ▶学年間での時間調整が必要となり、負担は確実に増している。
- ▶非常勤教員に一定時間数担当してもらう必要がある。

## 令和5年度の実施状況まとめ

高学年がそれぞれ2学級以上有する学校では、多くの学校で週当たりの授業時数が同じ教科を交換して教科担任制を実施しています。

3学級を有する学校では、「社会、理科、体育」「社会、理科、図工」等を担当者間で交換しています。

また、4学級以上有する学校では、2学級で「社会・理科」を交換する等、組み方も様々です。

中規模校及び大規模校では、学級編制上、授業交換がしやすい状態となっていますが、時間割編成には、多大な時間を要するといった課題が生じています。そのため、時間割作成に当たっては、検討時期や教員の専門性を見極めた担任構成の早期化が求められます。

また、急な時間割変更や行事等で授業進度が学級間で格差が生じた際など、人員確保や時間割調整が困難であるという課題もあります。

単級校については、従来どおり、専科教員の活用により、高学年担任の負担軽減を図っていますが、教職員基準定数が教科担任制の課題となっています。



### 3 令和6年度へ向けて

(1) 次年度の本市における教科担任制については、次の3点を共通実施内容とします。

- ① 5・6年生がそれぞれ2学級以上有する学校においては、同学年の担任間でそれぞれ1教科以上、授業交換する。交換する教科は各校で決定する。
- ② 5・6年生がいずれも単学級の学校においては、専科教員や他学年担任等の活用により、高学年の担任の負担軽減（持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等）を図る。
- ③ 5・6年生が併せて3学級以上有する学校においては、複数学級のある学年において、それぞれ1教科以上、授業交換する。交換する教科は各校で決定する。

（例：5年生2学級、6年生1学級の場合は5年生で授業交換する。）

(2) 各校の時間割について

下のQRコードを読み取っていただくと、今年度の各校の高学年時間割を参照することができます。（※クロームブックでQRコードを読み取ってください。）



水色の着色箇所は、授業を交換している教科を表しています。

5年生		担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	A	専科	C	専科	B	A	A	
5年2組	B先生	B	B	B	専科	C	B	B	A	B	

6年生		担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	A	専科	A	A	専科	B	A	
6年2組	B先生	B	B	B	B	A	専科	専科	B	B	

## (参考) 小学校高学年における教科担任制に係るアンケート結果について

アンケート実施時期：1 学期末

アンケート回答数：小学校 30 校（校長 6 名 教頭：24 名）

①「高学年教科担任制」の導入によって、授業の質は向上しましたか。

	令和4年度	令和5年度
①そう思う	16.7%	30.0%
②どちらかと言えばそう思う	56.7%	60.0%
③あまり変わらない	3.3%	6.7%
④変わらない	3.3%	0.0%
⑤現状では、検証できない	20.0%	3.3%

①の質問に対して、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した理由

(一部抜粋)

- ・専門分野、得意分野を生かした指導ができるとともに、授業の質が高まりつつある。
- ・指導する教科が減るので、教材研究・準備等を丁寧に行う時間が確保でき、子どもたちの興味・関心に沿った授業の組み立てが行いやすい。
- ・複数回授業をするので、授業内容が改善されていく。
- ・学習内容の系統性がよく分かるため、抑えておくべき内容を把握でき、意識して授業ができる。
- ・教材研究が統一され学級間の学習内容のズレがなくなった。
- ・担当教科の教材研究に時間をかけ、授業改善につながった。
- ・教材研究を効率よく、深めることができた。
- ・各クラスに統一した指導ができ、子どもへ反映できている。

②「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習意欲は高まりましたか。

	令和4年度	令和5年度
①そう思う	13.3%	13.3%
②どちらかと言えばそう思う	40.0%	66.7%
③あまり変わらない	20.0%	10.0%
④変わらない	3.3%	3.3%
⑤現状では、検証できない	23.3%	6.7%

③「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習の理解度・定着度は高まりましたか。

	令和4年度	令和5年度
①そう思う	10.0%	13.3%
②どちらかと言えばそう思う	30.0%	66.7%
③あまり変わらない	23.3%	10.0%
④変わらない	6.7%	0%
⑤現状では、検証できない	30.0%	10.0%

④「高学年教科担任制」の導入によって、多面的な児童理解が進みましたか。

	令和4年度	令和5年度
①そう思う	23.3%	40.0%
②どちらかと言えばそう思う	50.0%	53.3%
③あまり変わらない	13.3%	0%
④変わらない	0%	0%
⑤現状では、検証できない	13.3%	6.7%

④の質問について、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した理由

(一部抜粋)

- ・クラスだけでなく、学年の児童を見ることで客観的な情報のやり取りが増えた。
- ・学級だけでなく、他学級の児童の特性について理解し、学年運営に役立てることができた。
- ・複数の教師でクラスを見ることができるので多面的に見ることができる。担任だけでは気づきにくいことが共有できる。
- ・児童の学習状況について伝え合う中で、児童の活躍や授業で見られた困り感などを共有しあうことを通し、担任が授業をしているときとの共通点や相違点を見いだせる。
- ・授業により指導者が変わることで、各学級の困り感を持った児童や、課題のある児童を多面的に見ることができ、学年間で共有できている。

⑤「高学年教科担任制」の導入によって、持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等、高学年の負担軽減が図られていますか。

	令和4年度	令和5年度
①そう思う	10.0%	17.2%
②どちらかと言えばそう思う	46.7%	44.8%
③あまり変わらない	33.3%	31.0%
④変わらない	10.0%	0%
⑤以前よりも負担が増した	0%	6.9%

⑤の質問について、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した理由（一部抜粋）

- ・教材研究、授業準備等の時間が削減でき、働き方改革につながっている。
- ・準備の効率化により時間が捻出され、他の業務にあてられている。
- ・持ちコマ数は変わらないが、同一授業を行う機会があるため教材研究の面では負担軽減となる。しかし両クラスの進度を合わせることが大変なときがある。

⑤の質問について、「以前よりも負担が増した」と回答した理由（一部抜粋）

- ・担任のクラスだけであれば調整がいらぬが、学年間をまたいでいるため、時間調整が必要になり、負担が増している。
- ・教科担任制の加配がない中で、校内体制で教科担任制を実施しているため、単学級で交換授業を行うと、他学年に行かなければならず、負担になっている。

⑥「高学年教科担任制」について児童の声

- ・隣のクラスの先生と勉強できることが新鮮。
- ・児童が他の先生の話をよくするようになった。
- ・担任以外の先生と関わる機会が増えて喜んでる姿がある。

⑦その他「高学年教科担任制」についての御意見。（一部抜粋）

- ・専科教員が同一の教科をもつことで、系統性を意識して発達段階に応じた指導計画を立てることができる。
- ・「教科担任制」としての効果を出し、かつ職員の働き方改革につなげるには、教科担当の加配が必要である。
- ・児童理解を深め、系統だった指導につなげやすいので、一定の効果があると考えられる。より効果を上げていくためには、人的資源を増やす必要がある。
- ・専門的な指導を受けることができ、中学校（教科担任制）への円滑な移行が期待される。
- ・単学級の場合、担任が交換授業をすることにほとんどメリットを感じない。
- ・教材研究に関する時間は減ったが、各クラスの担任が時間を交換するだけでは持ち時間は減らない。逆に時間割が非常に組みづらいことや行事等による教科の変更融通がきかない。
- ・授業の入れ替えなどの融通がきかないため、行事や職員の休暇等による補欠対応など非常に難しく、子どものトラブルの多い小学校ではすぐに対応できない難しさがある。
- ・小学校の場合は児童のトラブルも多いが担任が対応しづらく直ぐに解決すべき問題もあとなってしまうことも多い。

複数教員による多面的な児童理解は、教科担任制のねらいの一つです。生徒指導に係る課題を学級担任一人で抱えこんだり、問題行動への対応を特定の教員に頼ったりするのではなく、授業を受け持つどの教員も同じように児童対応ができるよう、日常的に児童の情報交換を行い、問題行動等への適切な対応を情報共有しておくことが大切です。

鈴教指第2300号  
令和5年11月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和6年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について (依頼)

このことについて、11月校長会で連絡いたしました関係資料を、下記の通り送付します。  
については、学校運営協議会で協議の上、年間計画を立てていただき、計画立案後、随時、別紙の提出をお願いします。

なお、年間計画を立てる際には、令和2年1月27日付け三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について」に留意していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 提出文書 令和6年度土曜日の教育活動年間実施計画 (別紙)  
令和5年度土曜日の教育活動実施報告 (別紙)
- 2 提出期限 令和6年3月1日 (金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部署メール  
(kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)
- 4 送付文書
  - (1) 令和6年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について
  - (2) 令和2年1月27日付け三重県教育委員会 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について (写)
  - (3) 令和6年度土曜日の教育活動年間実施計画 (別紙)
  - (4) 令和6年度土曜日の教育活動年間実施計画 (別紙) 記入例
  - (5) 令和5年度土曜日の教育活動実施報告書 (別紙)※ (3)(4)(5)は、同一ファイル内にシートが作成されています。
- 5 その他  
提出後は、各学校のホームページに掲載していただきますよう、お願いします。

#### 【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 井村 朋美  
TEL : 059-382-9028  
E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

# 令和6年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課  
教育指導課

本市における土曜日の教育活動について、来年度の基本的な方向については、以下のとおりとします。

## 1 土曜日の教育活動の考え方

- (1) 学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- (2) 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。
- (3) 国・県の動向を受け、本市の土曜日の教育活動の内容については、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の3つの形態に整理する。
- (4) 学校運営協議会で協議の上、「土曜日の教育活動」を実施することができる。
- (5) 実施内容については、年間実施計画を教育委員会事務局教育指導課に提出する。  
(令和6年3月1日締切) 提出後は、学校のホームページに掲載する。

## 2 「土曜授業」について

- (1) 教育課程内の学校教育活動として位置づける。
- (2) 授業は、原則として午前中に行う。給食は実施しない。
- (3) 子どもの振替休業日は、設定しない。
- (4) 出席簿は、通常の授業日と同様の扱いとする。(曜日は黒字)
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) オンライン形式で授業を実施する場合には、対象が全員であったとしても、授業時数には含まれない。

## 3 「土曜の課外授業」について

- (1) 教育課程外の学校教育活動として位置づける。具体的には、希望者を対象として学習等の機会を設けることを想定する。
- (2) 子どもの振替休業日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 勤務時間に応じて教職員の振替を設定する。(振替を設定する場合は、原則として4時間の勤務命令が必要となる。)

#### 4 「土曜学習」について

- (1) 学校以外の者が主体となり、希望者に対して学習等の機会を設ける。教育委員会等（公的）やNPO、PTA、地域の団体等が主催する活動などが該当する。
- (2) 子どもの振替休業日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 教職員の振替は設定しない。

#### 5 その他

平成26年2月26日付け三重県教育委員会通知における「実施に当たっての留意点」に準じる。

#### 〈土曜日の教育活動について〉

主体が公的なもの(学校・教育委員会)		主体が公的でないもの(NPO等)
③ 教育委員会等の管理下		④ NPO等による 民間活動
教育課程内の学校教育 ①「土曜授業」	教育課程外の学校教育 ②「土曜日の課外授業」	
「土曜学習」		

#### 【 参考 】

#### 2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施・中止・延期する場合には時間的余裕を持って対外的な周知に努めるとともに、速やかに教育委員会事務局へ連絡すること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 教職員の時間外労働時間が増加することのないように授業日の勤務体制に配慮すること。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- (6) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には条例等に基づき適切に行うこと。
- (7) 実施状況を検証すること。

【三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業について」平成26年2月26日】

# 写

令和2年1月27日

## 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について

三重県教育委員会

土曜日等の授業については、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、県教育委員会としても、平成26年2月26日付「公立小・中学校における土曜日の授業について」（参考）において、公立小・中学校における土曜日の授業についての基本的な考え方や実施に当たっての留意点を取りまとめ、周知しました。これにより、県内の各公立小・中学校等においては、当該通知の内容を踏まえ、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、各学校の実情に合わせて、工夫した取組が行われてきたところです。

一方で、本県の教職員の働き方は、月45時間を超える時間外労働者が少なくない状況があり、過重労働の解消に向けた対応が求められています。令和2年4月から時間外労働時間の上限が設定され、今後、教職員の過重労働防止の視点がより一層必要になります。

このような中、土曜日の授業の実施について、地域の活動との調整が困難であることや、同一週における振替の実施率が低く過重労働の要因の一つであるといった指摘をいただいています。

上記の状況を踏まえ、土曜日の授業の実施については、下記の内容に十分ご留意いただき、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、適切に対応いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

#### 〔内容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
  - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
  - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
  - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等



## 2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) 実施状況を検証すること。

令和6年度 土曜日の教育活動 年間実施計画

令和6年3月現在

鈴鹿市立            学校

回数	月	日	曜日	形態	教育活動の内容
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

令和6年度 土曜日の教育活動 年間実施計画(記入例)

令和6年3月現在

鈴鹿市立 ○○小/中 学校

回数	月	日	曜日	形態	教育活動の内容
1	5	25	土	土曜学習(主体が公的でない)	地域スポーツ推進員によるニュースポーツ
2	8	24	土	土曜学習(主体が公的でない)	PTA奉仕作業
3					
4					
5					
6					
7					
8					

# 令和5年度 土曜日の教育活動実施報告書

令和6年3月現在 ※実施予定も含む

鈴鹿市立

学校

回数	実施日		土曜授業	土曜の 課外授業	土曜学習
	6	24			
1	6	24	3限平常授業 学年を分散して 授業参観を実施		
1					
2					
3					
4					
5					

※ 令和6年3月1日(金) 提出

## 令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等について

### 令和4年度の長期欠席の分析結果について

■全国的に長期欠席が大きく増加している中で、鈴鹿市も同じ傾向である。また、長期欠席の中を種類別に見ても「病気」・「不登校」・「その他」ともに増加している。

#### 【長期欠席が増えた理由（共通）】

- ◆コロナ禍で、マスク生活を余儀なくされたり、直接かかわる行事が減らされたりしたことで、本来、子どもたち同士の関わりの中で育成されるはずのコミュニケーション力や人間関係を構築する力などが低下したためと考えられる。
- ◆家庭環境の影響があるケースも考えられる。
- ◆少しの体調不良でも休ませるという家庭が増えてきたことも要因であると考えられる。

#### 【ほっとルームの成果】

- ◆ある小学校では、ほっとルームを今年7月に設置したところ、ほっとルームを活用している児童の出席率が上がっている。
- ◆校内に安心できる居場所ができたことで、登校できる日数が増えている児童がたくさんおり、成果として表れている。

## 新たな不登校を生まないために・・・「不登校」支援に取り組むスリーステップ

「不登校支援初期対応マニュアル」より

- 1 **未然防止** →「魅力ある学校づくり」
  - ・授業づくり, 学級集団作り
  - ・成功体験を積み上げる取組
- 2 **初期対応** →「早期発見・早期対応」
  - ・児童生徒理解, 情報共有
  - ・ケース会議, 幼小中連携
- 3 **自立支援** →「事後対応, 継続・ケア」
  - ・これまで積み上げた対応の継続
  - ・進路保障, 自立支援に向けたケア

## いじめや暴力行為等、問題行動への迅速な対応について

### (1) 事案の認知から初動対応までの注意事項

#### ①事案の認知について

- ア 認知した職員は、把握した事実関係を管理職に速報（即報）すること。
- イ 事実の究明，確認と証拠の収集保全に万全を期すること。
- ウ 被害者に対する対応は慎重に行うこと。
- エ ケガをしている場合には，治療を最優先すること。

#### ②管理職による初動対応の指揮について

- ア 教職員から速報を受理した管理職は当該事案の内容を知り，初動対応すべき教職員を選定の上，速やかに情報を共有すること。
- イ 児童生徒の身体に対する被害や所有物等に対する損壊については，可能な限り速やかに負傷部位，損壊状況を写真に撮るなどし，証拠保全を図ること。
- ウ 管理職は，情報共有後，初動対応に従事する教職員に対し，取るべき措置（任務分担）について，個別具体的に指示し，必ず結果報告を求めること。

#### ③初動対応に従事する教職員について

- ア 管理職から指示された措置について，組織的な対応を迅速に行い，途中経過等も報告・連絡・相談を怠らないこと。
- イ 指示を受けた教職員は，管理職から指示されたとるべき措置についての具体的な内容と，とった措置の結果を必ず備忘録に記載し，のちに証拠化（報告書の作成等）を図ること。
- ウ 事案の認知後における保護者への連絡は，児童・生徒よりも先んじること。

# 事案発生

事実関係の把握, 確認・証拠保全, 被害者への対応 (治療の最優先)

速報, 報告

《管理職への報告》  
当該事案の把握, 教職員の選定・招集

教育支援課への一報

例: いじめにつながるような事案が発生した場合  
→ 「いじめ問題対策委員会」を招集。  
校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 生徒指導担当, 人権担当,  
各学年主任, 当該学年全担任, 特別支援CO など  
※いじめとして積極的に認知し, 対応していく方針を伝え, 具体的な初  
動対応を協議の上, 各職員に指示 (任務分担) する。

被害児童(生徒)  
への聞き取り

加害児童(生徒)  
への聴取・指導

加害児童(生徒)  
への聴取・指導

周囲にいた児童(生徒)  
への聴取・指導

再度, 委員会を招集, それぞれの対応・措置の結果を報告, 連絡し情報を共有。  
さらに必要な対応があれば, 協議の上, 各教職員に指示。  
(解決が見られるまで, 組織的な対応を繰り返す必要がある。)

保護者への連絡

(特に被害児童・生徒の) 保護者への連絡は, 児童・生徒よりも先  
んじること。(指導が終わってからの報告が望ましいが, 児童, 生  
徒が帰宅し報告する前に学校側から報告, 指導内容の説明を行うべ  
きである。)

《 報告内容 》  
○客観的な証拠による事実関係, ケガの有無, 学校の取った措置,  
指導の経過, 今後の対応方針 など

各教職員が備忘録に記載しておくこと。証拠化するため、  
後に報告書にまとめ、管理職に提出することが望ましい。

教育支援課への続報

【事故報告書の提出】  
全ての措置が完了した後, 速やかに提出すること。その際, 右  
肩に記載する「発出日」と, 教育支援課の「收受日」に, 大きな  
隔たりが無いようにすること。

## 3月末段階の引継ぎ支援会議に向けて

### 1, 不登校支援の取組

#### (1) その子理解のための情報を収集する

○保護者の様子, 家族の状況等

○子どもに関する基本的な情報(出欠状況, 発達特性等の課題, 友人関係, 学力, 病歴等)

※ 保護者の了解を得たうえで関係機関等から情報を収集する取組も必要である。

#### (2) 組織的な対応を図る \* 特別支援教育コーディネーターを核に進める

○ケース会議, 保護者を交えた支援会議を開催し, 協議する

○ケース会議の中でアセスメント・見立てを明確にする

○その都度, 情報共有を図りながら具体的な取組を進める

上記(1), (2)を『**児童生徒理解・支援シート**』等に記録する。

\* 記録することが大切。記録しながら仕事を進めていくことが重要。

\* 担任の「備忘録」にメモされているだけでは, 組織力につながらない。

### 2, 次年度への引継ぎを充実させるために…

#### (1) 次年度の学年へ資料化したもの(『児童生徒理解・支援シート』等)を手渡す

○次年度の担任等が, 新年度から適切, 的確な取組がスタートできるよう, 今年度の取組の資料を引継ぎ資料として手渡す。

\* 家族の様子・状況, 保護者の思い等について, 適切に引継ぎがされていないことで, 「きちんと情報共有がされていない」といった学校への不信感につながりかねないことに留意すべきである。

#### (2) 小学校から中学校への3月末段階の引継ぎを充実させる

○中学1年になってから急激に不登校の人数が増加する現状を踏まえ, 小学校から中学校への引継ぎを漏れなく行う。

※今年度の取組をより深めるため, そして, 次年度のより充実した取組につながるよう, 「**児童生徒理解・支援シート**」等に記録し, 資料として中学校へ引継いでいく。作成に関しては, 引継ぎのために作成するのではなく, 取組を箇条書きにメモしていくイメージで作成していくことが大切。



鈴教支 第 号  
令和5年11月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局  
教育支援課長

2023(令和5)年度 人権教育取組状況について (依頼)

平素より、人権教育の推進にご尽力をいただきありがとうございます。

本年度の人権教育推進担当者会においてお伝えさせていただいた「鈴鹿市教育振興基本計画(令和2年度～令和5年度)基本事業5-1人権教育」の「めざす姿の達成に向けた取組内容」について各校で振り返りを行い、「2023(令和5)年度 人権教育取組状況(別紙)」の提出をお願いいたします。

1 送付文書

- ・2023(令和5)年度 人権教育取組状況について
- ・2023(令和5)年度 人権教育取組状況報告(別紙)

2 提出物 2023(令和5)年度 人権教育取組状況報告(別紙)

3 提出期限 2024(令和6)年2月7日(水)  
※電子媒体での提出をお願いします。

4 提出先 教育支援課([kyoikushien@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushien@city.suzuka.lg.jp))

【事務担当】

教育支援課 人権教育センター

TEL 384-7411 FAX 384-7412

教育支援課 : [kyoikushien@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushien@city.suzuka.lg.jp)

## 2023(令和5)年度 人権教育取組状況について

2023(令和5)年度人権教育推進担当者会において次の内容をお伝えしました。

「鈴鹿市教育振興基本計画(令和2年度～令和5年度)基本事業 5-1 人権教育」において「子どもたちが、身の回りにある人権問題・いじめ問題に対する理解と認識を深め、自分も他者も大切に、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身につけています」とめざす姿を示しています。

### 【めざす姿の達成に向けた取組内容】

- ①子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進める。
- ②中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、それぞれの地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図る。
- ③中学校区子ども人権フォーラムを開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進める。
- ④児童の権利(子どもの権利条約)について学習する機会を位置づける。
- ⑤児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止の取組を行う。

【めざす姿の達成に向けた取組内容】の②、③については、「2023(令和5)年度 中学校区人権教育研究推進事業 実施報告書」にて各中学校区より実施報告をしていただきます。⑤については、「いじめ防止強化月間における取組状況について」等により各校より報告いただきます。

ここでは、【めざす姿の達成に向けた取組内容】の①、④について、自校の本年度の取組を振り返り、別紙にてお答えください。

- ①子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めることができたか。

#### <振り返りのポイント>

- ・自校の現状と課題(児童生徒の人権意識、保護者や地域の人権意識、教職員の人権意識)をふまえた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムとなっていたか。
- ・すべての教職員が、現状や課題、子どもにつけたい力を認識し、人権教育カリキュラムに基づき学校全体で計画的に取組を進めることができたか。
- ・県教委作成の「人権教育カリキュラムチェックシート」等を活用しながら、人権教育カリキュラムの見直しを実施できたか。(見直した人権教育カリキュラムは、教育支援課にデータにてご提出ください。)

- ④児童の権利(子どもの権利条約)について学習する機会を位置づけることができたか。

#### <振り返りのポイント>

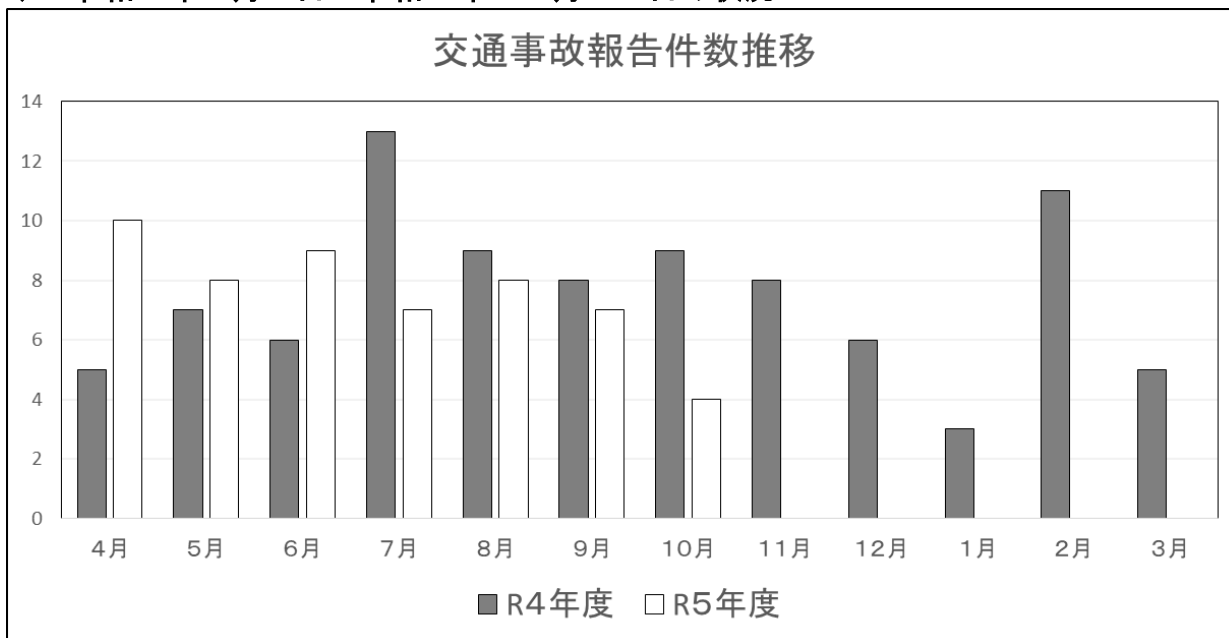
- ・教職員が「子どもの権利条約」を理解することができたか。
- ・自校の人権教育カリキュラムに「子どもの権利条約」または「子どもの人権」についての学習を位置づけ、教科(社会科等)、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施することができたか。

※締切 2024(令和6)年2月7日(水)データにてご提出ください。

(教育支援課: [kyoikushien@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushien@city.suzuka.lg.jp))

## 教職員の交通事故・違反防止について

◆ 令和5年4月1日～令和5年10月31日の状況



**53件(前年度比 -4件)** 10月31日現在  
\*事故処理中の事案を含んでいます。

**加害30件(双方含む)**

**人身 1件**

**出退勤途上 18件 交差点 22件**

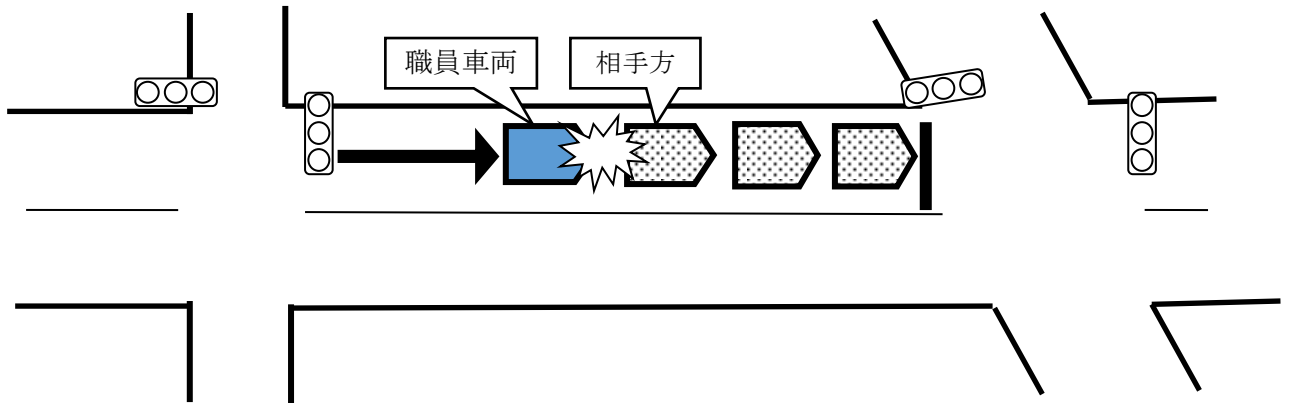
◆ 状況・傾向

令和5年10月31日現在の交通事故発生件数は53件で、内30件が加害事故となっており、全体の発生件数は昨年度の同時期と比較すると4件減少しています。10月の発生件数を比較すると昨年度から5件減少しています。10月に発生した交通事故の中には、助手席に置いていたスマートフォンの着信を気にするあまり、前方への注意が疎かになり、赤信号で停止中の前方車両に追突するということがありました。(下記「事例1」)。

日没の早い季節を迎えるとともに、日常の業務に加えて学期末の事務処理等に追われ、疲れがたまりやすい時期となります。10月に減少した事故発生件数を、このまま減少させ、交通事故ゼロを実現させるために、現在実施中の秋の安全運転強化期間の取り組みを利用して、安全運転への意識をさらに高め、慎重な運転に心がけるよう、全職員に対し、改めて御指導をお願いいたします。

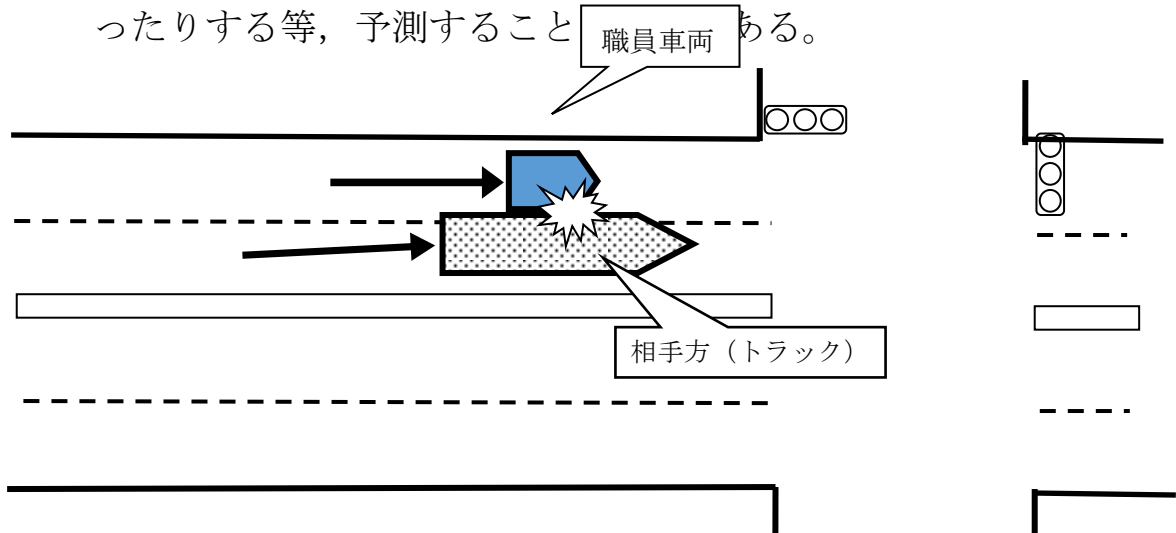
(事例1) 交差点にて信号待ちで停止した際、自身のスマートフォンの着信を確認した。青信号に変わり、助手席にスマートフォンを置き、前進したが、走行中、自身のスマートフォンの再度の着信に気を取られ運転への集中を欠き、次の交差点にて赤信号で停止している相手車両に気付くのが遅れ、追突をした。

→ 最初のスマートフォンの着信時点で、一旦車両を安全な場所に停止させ、スマートフォンの操作対応を行えば防げた事故である。



(事例2) 早朝の2車線道路の走行車線を走行中、信号がある交差点を青信号で通過しようとしたところ、追い越し車線を走行し、職員車両を追い越そうとしたトラックが、左側に寄ってきたため、トラックの側面が職員車両の右サイドミラーに接触した。トラックはそのまま走り去り、職員車両の右サイドミラーは大破した。

→ 追い越し車線を走行しているトラックの走行速度や位置等をバックミラーやサイドミラーで注視し、減速したり、少し左側に寄ったりする等、予測すること



各市町等教育委員会教育長  
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

## 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

県教育委員会は、令和3年3月11日に、「不祥事根絶に向けた対応策について」を發出し、学校とともに不祥事の根絶と信頼回復に全力で取り組んできました。

しかしながら、令和4年度は、盗撮（学校施設への盗撮機器の設置を含む）、酒気帯び運転、窃盗、体罰、交通事故により懲戒処分とした事案があわせて9件発生しました。令和5年度もすでに、生徒に対して身体への接触及び性的な内容を含む発言を行った事案、一般女性に対して性的な内容を含む発言を行った事案により懲戒処分とした事案が発生し、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、盗撮行為を含めたわいせつ行為・交通事故未然防止のために、ミーティング形式の校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に向けて取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとは、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意の下、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

## 記

## 1 わいせつ行為等の根絶について

児童生徒の成長に直接関わる教職員による盗撮等を含むわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント等は、あってはならないことである。児童生徒に対しては、子どもたちの心に傷をつけ自尊心を損なうものであり、程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、わいせつ行為等の根絶に万全を期すこと。

教職員の意図にかかわらず、生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めること。

児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、わいせつ事案の発端となる場合があることから、改めて各学校において適切な取扱いを徹底すること。他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況も、わいせつ事案やセクシュアル・ハラスメント事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するように努めるとともに、個別での対応を避け、児童生徒の輸送のために自家用車等を使用する場合には、事前に校長の承認を得るなど、不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、「懲戒処分の指針」に則り、わいせつ事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

- ・ 令和元年7月11日付け  
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」<教職員課>
- ・ 令和2年9月15日付け「懲戒処分の指針」の一部改正について<教職員課>

## 2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりに努めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名の下で、或いは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の防止に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和5年4月24日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」  
<子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課>

## 3 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たに、飲酒運転の根絶を図ること。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転一つひとつを見直し、安全運転に努めること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

## 4 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施

設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

#### 5 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあつては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

#### 6 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、やむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報を送付する場合は、宛名と封筒の中身に誤りがないかを、メール送信時には、添付文書等に個人情報が含まれていないかなどを、複数の者で確認する等、誤送付を防ぐための点検体制を構築すること。

- ・ 令和5年6月14日付け「個人情報等の適正管理の徹底及び理科実験における安全管理の徹底について」<小中学校教育課、学校防災推進監>
- ・ 令和4年4月19日 令和4年度県立学校長・事務長会議配布資料  
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

#### 7 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和5年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」<教職員課>

#### 8 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

#### 9 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因と

## 校長会資料

なるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりをこころがけること。

・ 令和3年12月28日付け

「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について <教職員課>

### 10 適切な事務処理の徹底について

職員の出張は、校長の命令に基づき行われるものであり、職員は、承認を受けた旅行命令に従い旅行を行うとともに、旅行に係る手続きを迅速かつ適正に行う必要がある。職員が旅行命令と異なる旅行を行う場合、校長は、職員に対し、事前又は事後に旅行命令の変更を行わせたいと、旅行事実に基づいた復命及び旅費請求をさせるなど、旅行に係る事務手続きを適切に運用すること。

### 11 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

### 12 会食、遊戯等について

民間業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

#### ○ 令和4年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 9件・9人（体罰2件を含む）

② 体罰発生件数・対象教員数 6件・6人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	16件	23件
通勤時の人身事故	22件	8件
私用時の人身事故（自損を除く）	12件	6件
計	50件	37件

教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958